

令和7年3月第185回定例 農業委員会総会議事録

令和7年3月10日（月）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第729号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題730号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第731号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第732号	農用地利用集積計画（案）について
議第733号	農用地利用集積等促進事業（案）について
議第734号	農地法第52条の規定による農地賃借料情報等の提供について
議題735号	近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について

報告第447号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第448号	その他の専決報告について

議第736号	近江八幡市農業委員会規程第2条による会長及び副会長の選出について
--------	----------------------------------

開会 午後１時３０分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和７年３月第１８５回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第５条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議 長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

朝からテレビを見ていますと今日から備蓄米１５万トンの放出が始まり、状況を見ながら残り６万トンを追加していくということです。今日はとても暖かく、２、３日前まで大変寒く、三寒四温が続いてだんだん春になっていくのかなと思います。

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員２２名、欠席の届出２名（４番、●●●●委員、２４番、●●●●委員）より、会議規則第４条第２項による欠席の届出がでております。

会議規則第６条により、委員の過半数が出席しておりますので、３月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、令和７年３月第１８５回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第１ 会議録の署名委員の指名ですが、

１３番 ●●●●委員

１５番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願い致します。

議 長

次に、日程第２ 議案の上程に入ります。

議第 ７２９ 号 農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

議第729号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積265㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積1,402㎡、世帯の経営面積、渡人5.3アール、受人31.6アールで今回の申請面積を合わせますと48.2アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、浅小地町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、以前より耕作、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、古川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積324㎡、世帯の経営面積、渡人25.4アール、受人63.4アールで今回の申請面積を合わせますと66.6アールとなります。渡人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,044㎡、世帯の経営面積、渡人10.4アール、受人55アールで今回の申請面積を合わせますと65.4アールとなります。渡人につきましては、京都府木津川市加茂町駅東●丁目●番地●、●●●●号、●●●●、外1名、受人につきましては、日吉野町●●番地、●●号、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積105㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積79㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積89㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積142㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面

積369㎡、世帯の経営面積、渡人12.2アール、受人12.2アールで今回、同一世帯であるため変更はございません。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、上田町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、生前贈与、譲受理由につきましては、生前贈与でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 729 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 730 号、農地法第4条第1項の規定に

事務局

よる申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 731 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

議第730号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積247㎡、申請人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、申請地は、鷹飼町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、長屋住宅1棟11戸です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第731号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番・●●番●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積76㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番・●●番●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積56㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、以上2筆132㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、先月申請のありました区域の中で2筆申請漏れがあったために申請のあったものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、西庄町●●番の一部、登記地目、現況

地目とも田、申請面積650㎡の内326㎡、貸人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、相続代表人、●●●●、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,914㎡の内1,358㎡、貸人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、以上2筆1,684㎡の借人につきましては、彦根市小泉町●●番地の●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、金田東保育園の立替工事に伴う資材置場の一時転用で、1月8日から既に使用されています。今回、農業委員会の指摘により是正の申請をされたものです。一時転用期間は、令和8年1月31日までです。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、3年以内の一時転用で位置が限定されており、完了後は農地に復元されることから、例外的に許可し得るものであります。

番号3、土地の所在地、野村町●●番●●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積36㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、新栄町●●番地●●、●●●●、申請地は、野村町の集落内の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、贈与です。転用目的は、通路で、現地は平成20年頃から通路として使用しており、今回近隣の住宅建築に伴い、土地を調べたところ近隣一帯の公図が現状と合っていなかったために公図訂正をされた結果、現地が農地であることが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,094㎡、渡人につきましては、堀上町●●番地●●、●●●●、外7名、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●クリニック」・「桐原保育園」の医療・教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、隣接で使用する資材置場が手狭となったために拡張されるものです。

令和5年3月15日付けで農振除外の手続きがされており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積96㎡、同じく東町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積171㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、外2名、受人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、申請地は、東町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、自己用住宅です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号6、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積119㎡、渡人につきましては、●●番地、●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、申請地は、馬淵町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、贈与です。転用目的は、農業用倉庫で、申請地は、昭和29年頃に造成され、既に集落営農の農業用倉庫として利用されています。今回、地元で実施されている地籍調査で農地であることが判明したことから、集落営農の代表者に所有権移転するために申請されたものです。第1種農地は、原則許可することはできませんが、農用地利用計画に指定された用途であるために例外的に許可し得るものであります。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 730 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 731 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 19番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、2月28日に、議第 730 号、農地法第4条第1項の

規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第731号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて2番、●●●●委員、23番、●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

隣接農地がないため、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

事務局から説明がありましたとおり、先月審議した個所であるため、問題ないと考えます。

次に番号2・3の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に番号4の案件です。

隣接農地との境界は、法面・素掘り水路により土砂及び雨水の流出を防ぐことから周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号5の案件です。

申請地の周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、敷地内に勾配を設け、集水桝に集水し、市道水路に放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

最後に番号6の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請6件、計7件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に、議第732号 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第732号、農用地利用集積計画(案)について、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年農業経営基盤強化促進法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画書の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和7年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、利用権設定であったり、所有権移転のことですが今回が最後の設定となります。今後につきましては、農地法第3条か農地中間管理事業での設定になります。

今回の資料といたしましては、A4縦置き文書(令和6年度農用地利用集積計画について)1枚とA4横置き資料をホチキス止めした資料、令和6年度第6号「所有権移転の部」と令和6年度第7号「利用権設定の部」の2種類でございます。

今回「所有権移転」は、11件、39筆、7万2,259㎡。
「利用権設定」は、59件、132筆、23万6,220.59㎡となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。令和6年度第6号と書かれた資料です。

番号1、所有権の移転を受ける者、白王町●●番地、●●●●、所有権を移転する者、大中町●●番地、●●●●、所有権を移転する土地、大中町●●番●、田、4,049㎡、移転年月日、令和7年3月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積10,065㎡、対価につきましては、4,000,000円でございます。

次に利用権設定の部です。令和6年度第7号と書かれた資料です。

番号1、利用権の設定を受ける者、鉄砲町●●番地、●●●●、利用権を設定する者、鉄砲町●番地、●●●●、利用権を設定する土地、多賀町●●番、田、2,008㎡、同じく多賀町●●番、田、4,728㎡、更新、契約期間は9年10ヵ月、令和7年3月15日から令和16年12月31日までで、借賃につきましては、10アールあたり8,000円、権利の種類は賃貸借、利用権の設定を受ける者の経営面積28,550㎡でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 利用権設定の部で、借賃が賃借料情報というのはどういう意味ですか。

事務局 毎年農業委員会が賃借料情報を提供しておりまして、最多価格帯で借賃にしますよという意味合いで、今回も後程の議案に出てきますが、今、水田の最多価格帯については10,000円でございますので、賃借料情報というのは10,000円で設定されるということです。またこれが変動すればそれに合わせるということです。

議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第732号 農用地利用集積計画（案）について、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に
議第 733 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局

議第733号 農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和7年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回は、農地中間管理機構を通じた所有権移転が8ページに記載の2件、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件が9ページから10ページの56件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。

所有権移転の部、番号1、中間管理機構に所有権の移転をする者、●●●●、竹町●●番地●、所有権を移転する土地、竹町●●番、田、1,378㎡、移転の時期、対価の支払い期限、引き渡しの時期については、令和7年5月14日、対価につきましては、234,220円でございます。中間管理機構から所有権移転を受ける者、●●●●、竹町●●番地、移転の時期については、令和7年5月14日、対価の支払い期限については、令和7年5月13日、引き渡し時期については、令和7年5月14日、対価につきましては、286,820円でございます。甲と乙の対価が異なっております。乙の対価から甲の対価を引いた分が、中間管理機構が取る手数料となります。手数料について若干説明させていただきますと、土地所有者から機構が農地を買う手数料ですが、まず両者がいくらで売買しますよとなりましたら、中間管理機構は土地の所有者から1筆5万円プラス希望価格の1%を引いた金額で買い取られます。中間管理機構が耕作者に売り払われる時には1筆5万円上乗せした価格で売られます。簡単に言いますと、甲・乙の差額が登記の手数料となってきます。登記の手数料の他、登録免許税につ

いては実費負担でかかってきます。

次に9ページ、こちらはいつもの賃貸借、使用貸借の案件になります。

番号1、権利の設定をする者、●●●●、安土町石寺●●番地、設定をする土地、安土町石寺●●番、田、1,520㎡、設定する権利については、賃借権、令和7年5月1日から令和7年12月31日までの8カ月、借賃は10アールあたり10,000円、権利の設定を受ける者、(農事)●●●●、安土町石寺●●番地でございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

加茂町の場合は14,600円となっていてまして、土地改良区の受益費を耕作者が持つとなっていますので、少し高めの設定になっています。10,000円の中に水利費を含む、含まないで前後しているのかなと思います。

事務局

●●委員がおっしゃるように、水代が入っているかどうかの項目はございません。ですので、入っているケースと入っていないケースとございますので、事務局としては把握していないところです。

委 員

中間管理機構の手数料ですが、今まで基盤法で所有権移転して嘱託登記を依頼しても無償でしたよね。手数料を取るといふふうに変えられたのですか。

事務局

そうです。市では嘱託登記は自分たちで登記をさせていただいていましたが、中間管理機構は司法書士協会に委託をされます。中間管理機構を通じてしますと、登録免許税の減免と譲渡所得の控除が受けれるというメリットがあります。登記のみを自分でするというのは出来るのかということを伺いましたが、いったん中間管理機構に登記を移して、中間管理機構から次の人に移すことになるので、個人ではできないとの回答でした。

議 長

他にございませんか。

他に質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 733 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、
原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に

議第 734 号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報
等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第734号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報等
の提供について、農地法第52条に基づき、下記のとおり賃借料
情報を提供することについて、審議を求める。令和7年3月10
日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらについては、令和6年の1月から12月までに締結（公
告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）を示してお
ります。ただし、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借
の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料
を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じ
て当事者間で相談し調整となります。

議案書中の表は、昨年分の10a当りの賃借料情報のデータで
ございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きによ
り表記をさせて頂いております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は547筆
中414筆、全体の75%がこれに該当しております。最高額は、
25,000円、安土大中、最低額は、1,000円、野村町でございま
した。

次に畑の賃借料の最多価格帯は11,000円、データ数は12筆中
6筆でした。最高額は、12,000円、南津田町、最低額は、9,52
0円、津田町でございました。

	以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。 農業委員会だよりには載せているのですか。
事務局	はい、春号に毎年載せております。
議 長	質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 734 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり承認いたします。
議 長	それでは次に 議第 735 号 近江八幡市農業委員会設置規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第735号、近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について、上記の議案を提出する。令和7年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。こちらにつきましては、現在ある小委員会、農地部会、農政部会の人数の構成の改正でございます。それぞれ農地部会12人、農政部会12人の現行のものをそれぞれ13人以内に改めるというものでございます。この規程につきましては、令和7年3月21日から施行するということでございまして、提案理由につきましては、近江八幡市農業委員会農地部会、農政部会委員の定数変更を行うことにより、効率的な運営を図るため改正を行いたく、本議案を提出するものであります。 ご審議のほどお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	(特になしの声)
議 長	質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 735 号 近江八幡市農業委員会設置規程の一部改正については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり承認いたします。
議 長	それでは、次に報告第 447 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 448 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第447号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、十王町●●番、畑123㎡、受理日及び受理番号、令和7年2月10日、518号、渡人につきましては、十王町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。 番号2、土地の表示、十王町●●番、畑、118㎡、受理日及び受理番号、令和7年2月10日、519号、渡人につきましては、十王町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由に

つきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、安土町上豊浦●●番●、畑、390㎡、受理日及び受理番号、令和7年2月18日、520号、貸人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、借人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●●●●、理由につきましては、個人住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

続きまして、報告第448号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和7年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約の解除が16件、使用貸借の解約が1件、合計17件ございました。

2、農地法施行規則第53条第1項第11号、電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的、電気事業者の行う敷地改良工事、ボーリング調査に伴う進上路、契約の種類、賃貸借です。

番号1、馬淵町●●番の一部、田、3,107㎡の内324.33㎡、貸人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、同じく馬淵町●●番の一部、田、2,599㎡の内89.61㎡、貸人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、借人につきましては、大津市におの浜●ー●ー●●、●●●●株式会社、滋賀本部、本部長、●●●●でございます。

3、農地形状変更申出について、①上田町●●番●、田、878㎡を畑届、届出人につきましては、上田町●●番地、●●●●、令和7年2月24日受理。②上田町●●番●、田、124㎡を畑届、届出人、上田町●●番地、●●●●、令和7年2月24日受理でございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長

ただ今の、報告第447号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第448号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員	(特になしの声)
議 長	それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議 長	近江八幡市農業委員会規程第2条第1項により、今月20日をもって、私と●●副会長が、会長職、副会長職の任期満了となります。 このため、議第736号 近江八幡市農業委員会規程第2条第2項による会長及び副会長の選出について、を議題とします。 近江八幡市農業委員会規程第2条第2項によりますと、「会長は総会において選挙する。ただし委員において異議がないときは、指名推薦の方法によることができる」と定めています。 先月の農業委員会協議会において、事務局より選出方法について説明がありました。その内容を再度確認したいと思います。 まず、会長職に立候補される意思の確認をいたします。会長職に立候補される方が、1名であった場合、総会に諮り決定いたします。 立候補者が2名以上であった場合は、当委員会選挙事務取扱規程に基づき選挙を行い決定いたします。 次に、会長職に立候補される方がおられない場合は、指名推薦により決定することになります。 以上のとおり、立候補の意思確認をし、立候補される方が1名であった場合は総会に諮り決定し、2名以上であった場合は、選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、指名推薦の方法により選考委員会を設置して正副会長選出することについて、お諮りします。
議 長	この件について、ご異議ございませんか。
委 員	異議なしの声
議 長	異議なしの声を賜りましたので、立候補の意思確認をし、立候

補者が1名の場合は総会に諮り決定し、立候補者が2名以上の場合は選挙を行い、また立候補者がおられない場合は、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

議 長 それでは、まず、会長職への立候補の意思を確認いたしたいと思います。
どなたか立候補される方はおられますか。

議 長 立候補がおられなかったため、選考委員会を設置し選考をお願いすることに致します。

議 長 次に選考委員についてですが、副会長及び地区代表者をお願い致したいと存じますがご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議もないようですので、副会長及び地区代表者は別室で選考委員会を開催して下さい。
選考委員の皆様については、別室へお願いします。
他の委員はしばし休憩とします。

議 長 それでは、再開致します。
選考結果を選考委員長より報告頂きます。

選考委員長 それでは選考委員会の結果を報告させていただきます。
令和7年3月21日以降の
次期会長には、●●●●氏、
副会長に ●●が継続して行うということで決定致しましたので、報告させていただきます。

議 長 ただ今選考委員長より報告頂きました。
次期会長には、●●●●、
次期副会長に ●●●●氏
を推挙頂きました。委員皆様のご承認を頂けますでしょうか。

議 長	賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	ありがとうございました。賛成多数により、 次期会長には ●●●●、 副会長には ●●●●委員と決定致しました。 皆様何卒宜しくお願いします。
会 長	それでは就任に当たり一言ご挨拶をということで、会長をさせていただいて3期目に入ろうとしていますが皆様のご協力により全うさせていただいております。もう一年皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
副会長	もう1期ということで皆様にご推挙いただきありがとうございます。皆様のご協力をいただいてもう一年務めてまいりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	以上で本日の総会日程は終了しました。 これをもちまして第 185 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後3時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員